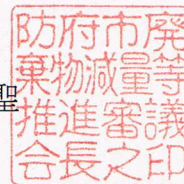


平成 25 年(2013 年) 8 月 19 日

防府市長 松浦 正人 様

防府市廃棄物減量等推進審議会
会長 広石 聖



「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「防府市廃棄物
処理施設設置及び管理条例」の一部改正について（答申）

平成 25 年 6 月 18 日付け、防ク第 283 号で諮問のありました「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正について、慎重に審議をしました。

その結果、原案が適当であるという結論を得ましたので、答申します。

なお、下記事項に十分に配慮されるよう要望します。

1. 新しい分別を開始するに当たっては、住民説明会を開催するなど十分な周知・啓発活動を行なうこと。
2. 事業系廃棄物については、パンフレットの配布や講習会の開催などの啓発活動を充実し減量化を推進するとともに、搬入物検査や分別指導などの強化により適正排出の徹底を図ること。
3. 新しい廃棄物処理施設内の啓発施設を有効に活用し、環境教育・環境学習などによる 3 R の啓発活動に積極的に取り組むこと。